

令和6年版宮崎県民手帳製作販売業務に係る企画提案競技審査基準表

5段階の評価基準

評価	内容
5	標準より非常に優れた内容
4	標準より優れた内容
3	標準的な内容
2	標準よりやや劣る内容
1	標準より劣る内容

審査項目		審査の視点（審査内容）	配点
1	事業内容	提案された規格、構成（サイズ、页数、紙質、文字、週間ダイアリーの書式等）が使いやすさを考慮したものとなっているか。	15（最高評価5×3点）
		県民に関心を持ってもらえるような工夫（表紙や帯のデザイン、標準仕様以外の統計や観光等の情報の掲載等）がなされているか。	15（最高評価5×3点）
2	販売計画	発行部数は適当か。5,000部以上 ※近年の部数は別添4参照	15（最高評価5×3点）
		販売価格(税込)は県民が購入しやすいものとなっているか。 ※近年の価格は別添4参照	15（最高評価5×3点）
		販売方法は県民が入手しやすいものとなっているか（販売店舗数、販売地域）。	10（最高評価5×2点）
		1冊当たりの著作権使用料率（税込）は適当か。1.10%以上11.00%以下	5（最高評価5×1点）
		広告宣伝計画は効果的なものとなっているか。	5（最高評価5×1点）
3	運営体制	業務計画（原案の作成、原稿の点検・校正、販売広告、出版・販売等のスケジュール）は適切なものとなっているか。	10（最高評価5×2点）
		連絡調整をはじめ業務を適切に実施できる体制や人材が確保されているか。	5（最高評価5×1点）
		同様の出版物の発行実績はあるか。	5（最高評価5×1点）
合 計			100（満点）

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。